

平成15年(ワ)第21,846号
原告 佐藤 瀧三郎 外1名
被告 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
平成16年4月22日
東京地方裁判所
民事第14部合議ろB係 御中

原告ら訴訟代理人
弁護士 黒 寄 隆
弁護士 大 石 剛一郎

証拠申出書(2)

1(1) 人証の表示

証人 猪俣 健治(呼出40分)

(2) 立証趣旨

平成13、14年における、進氏の七生福祉園での普段の全般的な生活状況並びに進氏に関するケアの必要性の内容及び程度

(3) 尋問事項

- ① 証人の地位、進氏との関係性について
- ② 進氏に対しては全般的に、どのようなときに、どのようなケアが、どの程度、必要だったか。
- ③ 進氏の眼球上転の原因については、どのように把握していたか。
また、その根拠は何か。
- ④ 進氏の眼球上転の様子について。どのような注意が必要だったか。
- ⑤ 一般に利用者の入浴については、どのような注意が必要か。
- ⑥ 入浴における同性介助と職員配置について
- ⑦ 進氏については、入浴時にどのような注意が必要だったか。
- ⑧ 進氏は危険性についてどのように理解していたのか。
- ⑨ 本件死亡事故の原因について
- ⑩ その他関連事項

2 (1) 人証^{にんしょう}の表示^{ひょうじ}

しょうにん よしかわ よしあき よびだし ふん
証 人 吉 川 吉 昭 (呼出 2 0 分)

(2) 立証趣旨

ひいらぎりょう とく へいせい ねんじゅうがつ とうよ かいし いこう くすり
終 寮における、特に平成7年10月のレポトミン投与開始以降の、薬
 そうげん さとうすすむし せいかつ ようす へんせん
 の増減と佐藤進氏の生活の様子の変遷

(3) 尋問事項

① 証人^{しょうにん}の地位^{ちゐ}、平成^{へいせい}8年^{ねん}から亡^なくなるまでずっと進^{すすむし}氏の属^{そく}する 柊^{ひいらぎ}寮^{りょう}の担当^{たんとう}であったこと

② すすむし ふうよう くすり ないよう りょう へんか すすむし ようす
進氏の服用していた薬の内容、量の変化と、進氏の様子について

③ ^{すすむし}進 ^{ふだん}氏の ^{せいかつ}普段の ^{がんきゅうじょうてんじ}生活における、 ^{ようす}眼球 ^上転時の ^{ようす}様子について

④ 利用者の 入浴 に関する 一般的 な 注意 状況 ・ 内容 について

⑤ 進^{すすむし}氏の入浴^{にゆうよくじ}時における様子^{ようすおよ}及び注意^{ちゅうい}について

⑥ そのた かんれん じこう
その他 関連 事項

3 (1) ^{にんしょう}人証 ^{ひょうじ}の表示

しょうにん たひら よしひさ よびだし ふん
 証 人 田 平 芳 久 (呼出 3 0 分)

(2) 立証趣旨

佐藤進氏に対する、特に眼球上転時における注意内容

(3) 尋問事項

① 証人^{しょうにん}の地位^{ちい}、進^{すすむし}氏との関係性^{かんけいせい}について

② ^{すすむし} 進 ^{がんきゅうじょうてん} 氏の ^{ないよう} 眼球 ^{ようす} 上 ^転 転 ^{の内容・様子} の ^{について} 内容・様子について

③ すすむし がんきゅうじょうてん げんいんおよ こんきょ
進氏の眼球上転の原因及びその根拠について

④ 進^{すすむ}氏の^し眼球^{がんきゅう}上^{じょう}転^{てん}時の^じ転倒^{てんとう}に^{かん}関する^{ちゅうい}注意^いについて

⑤ 進 氏 の 入 浴 時 に お け る 様 子 及 び 注 意 に つ い て

⑥ その他 かんれんじこう
その他 関連事項

4 (1) ^{にんしょう}人証 ^{ひょうじ}の表示

しょうにん
 証 人

きむら
 木 村

すみえ
 澄 江

よびだし
 (呼出 4

ふん
 0 分)

(2) ^{りっしょうしゅし}立証趣旨

立証 証拠
ほんけん じょうこ
本件 事故 発生 当日 における、 進 氏 に対する ケア の 内容

(3) じんもんじこ 尋問事項

① 証人^{しょうにん}の地位^{ちい}、進^{すすむし}氏との関係性^{かんけいせい}について

② 本件事故発生当日の柎寮の状況について

- ③ 本件事故発生当日の進氏の生活状況について
 ④ 本件事故発生当日の進氏の眼球上転の状況について
 ⑤ 本件事故発生当日の進氏の入浴に関するケアについて
 ⑥ 進氏は本件事故発生当日、いつ入浴したのか。
 ⑦ 進氏を浴室において、どのような状況で発見したのか。
 ⑧ 病院へ搬送後、医師や両親にどのように説明したか。
 ⑨ その他関連事項

5 (1) 人証の表示

 しょうにん かわばた のりひこ よびだし ふん
 証人 川 畑 則 彦 (呼出 30 分)

(2) 立証趣旨

平成 13 年 3 月までの、佐藤進氏の眼球上転の様子及び入浴時の
 注意状況について

(3) 尋問事項

- ① 証人の地位、進氏との関係性について
 ② 平成 13 年 3 月当時 (少なくとも、当時は、進氏に対する入浴援助
 の必要性は認識されていた)までの、利用者の入浴に関する一般的注
 意、入浴における両性介助と職員配置、進氏の入浴時における
 注意について
 ③ その他関連事項

6 (1) 人証の表示

 しょうにん さとう まさのり よびだし ふん
 証人 佐藤 正 則 (呼出 30 分)

(2) 立証趣旨

平成 12 年 3 月までの、佐藤進氏の眼球上転の様子及び入浴時の
 注意について

(3) 尋問事項

- ① 証人の地位、進氏との関係性について
 ② 平成 12 年 3 月当時 (少なくとも、当時は、進氏に対する入浴援助
 の必要性は認識されていた)までの、利用者の入浴に関する一般的注
 意、入浴における両性介助と職員配置、進氏の入浴時における
 注意について
 ③ その他関連事項